

7文科教第1374号
令和7年12月5日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長
殿

文部科学省総合教育政策局長

塩見みづ枝

令和8年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について（照会）

令和8年4月に実施する予定としている令和8年度全国学力・学習状況調査については、「令和8年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）」（令和7年12月5日付け7文科教第1370号文部科学事務次官通知別紙。）にて、令和8年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「実施要領」という。）をお知らせいたしましたが、本調査への参加及び協力の意向について確認いたしますので、下記のとおり御回答願います。

については、都道府県教育委員会におかれでは、域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、都道府県知事におかれでは調査に関する域内の私立学校を設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれでは調査に関する域内の株式会社立学校を設置する学校設置会社に対して同様に照会を行い、取りまとめの上、御回答願います。

なお、本調査の参加にあたっては、（参考資料1）「全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いの改善等について」（令和7年6月6日付け7文科教第507号文部科学省総合教育政策局長通知）を踏まえ、過去の調査問題の教育的な取扱い及びCBT・IRTに関する理解と併せたCBT調査問題の適切な取扱い並びに多面的に解釈可能な示し方による結果公表等について、御協力くださるよう改めてお願ひいたします。

記

1. 回答期限 令和7年12月22日（月）

2. 回答先・方法

以下のURLにファイルを格納してください。

【格納先URL】<https://mext.ent.box.com/f/06210f03b0644a17b83f48dbbd8c5498>

3. 回答対象・様式

（1）都道府県教育委員会

- 【別紙1】（小学校）都道府県教育委員会
【別紙2】（中学校）都道府県教育委員会
(2) 指定都市教育委員会
【別紙3】（小学校）指定都市教育委員会
【別紙4】（中学校）指定都市教育委員会
(3) 私立学校担当部局
【別紙5】（小学校）私立学校担当部局
【別紙6】（中学校）私立学校担当部局
(4) 国立大学法人
【別紙7】（小学校）国立大学法人
【別紙8】（中学校）国立大学法人
(5) 株立学校担当部局
【別紙9】（小学校）株立学校
(6) 公立大学法人
【別紙10】（中学校）公立大学法人

4. 回答上の注意

回答に当たっては、各対象において別紙1～8の「ファイル名」を以下の要領で変更していただこう、御協力お願いします（別紙9～10の回答に際して、指定はありません。）。

現在のファイル名の以下の箇所について、

- 【(参考資料2)回答用番号・名称一覧】の「No.」欄に記載の番号を記載
■■→【(参考資料2)回答用番号・名称一覧】の「都道府県等」欄に記載の名称を記載

(例)

北海道教育委員会の別紙1（小学校）のファイル名
01_北海道【別紙1】（小学校）都道府県教育委員会

仙台市教育委員会の別紙4（中学校）のファイル名
02_仙台市【別紙4】（中学校）指定都市教育委員会

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局

参事官(調査企画担当)付学力調査室

E-mail : gakicho@mext.go.jp

電話：03-5253-4111（内線3726）

【回答票】都道府県教育委員会用(小学校)

(別紙1)

◆貴都道府県教育委員会及び域内の市町村教育委員会(指定都市教育委員会は除く。)が設置管理する学校について取りまとめ、提出してください。

都道府県名：

①令和8年度全国学力・学習状況調査の実施への協力

令和8年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査の実施について協力する。

教育委員会名：

②令和8年度全国学力・学習状況調査に参加する教育委員会

以下の教育委員会は、小学校又は義務教育学校(前期課程)、特別支援学校(小学部)の設置管理者として、令和8年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査に参加する。

設置者番号	教育委員会名	設置管理する学校のうち、調査対象となる児童が在籍する学校数(※)		
		小学校調査		
		小学校	義務 前務 期教 課育 程学 校	特別 (小 学 部 援 学 校)
1111111111	(記入例)○○○○市教育委員会	55	1	1
合 計		0	0	0

※ 設置者番号については、全国学力・学習状況調査用に小中事業者毎に設定している数字9桁のコードです。
「学校基本情報の確認(A)」調査開始前に、はがきでお送りした【令和8年度 全国学力・学習状況調査【小学校】に関する準備のための学校基本情報の確認(A)について】に記載のログインIDと同一です。

不明な場合は、はがきに記載のコールセンターにお問い合わせください。

※ 学校数については、令和8年4月1日時点の内容を記入してください。

(例えば、令和8年度に、調査対象となる小学校第6学年の児童の在籍の見込みがない学校や、統廃合等により令和8年4月1日時点で存在しない学校は、含みません。)

なお、実施要領に記載の調査実施日や当日実施日等にやむを得ない事情(修学旅行等)で調査を実施できない場合についても、後日実施期間等に調査を実施することができます。集計数から除かないようにしてください。

③令和8年度全国学力・学習状況調査の参加に特段の支障がある教育委員会とその内容

④備考(「学校基本情報の確認(A)」の内容から変更がある場合、記入してください。)

【回答票】都道府県教育委員会用(中学校)

(別紙2)

◆貴都道府県教育委員会及び域内の市町村教育委員会(指定都市教育委員会は除く。)が設置管理する学校について取りまとめ、提出してください。

都道府県名：

①令和8年度全国学力・学習状況調査の実施への協力

以下の教育委員会は、令和8年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査の実施について協力する。

教育委員会名：

②令和8年度全国学力・学習状況調査に参加する教育委員会

以下の教育委員会は、中学校又は義務教育学校(後期課程)、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(中学部)の設置管理者として、令和8年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査に参加する。

設置者番号	教育委員会名	設置管理する学校のうち、調査対象となる生徒が在籍する学校数(※)			
		中学校調査			
		中学校	(義務後期教育課程学校)	(中等教育課程学校)	(特別支援学校)(中学部)
1111111111	(記入例)〇〇〇〇市教育委員会	29	1	3	3
合 計		0	0	0	0

※ 設置者番号については、全国学力・学習状況調査用に小中事業者毎に設定している数字9桁のコードです。

B調査前に、はがきでお送りした【令和8年度 全国学力・学習状況調査【中学校】「学校基本情報の確認(B)」に関する重要なお知らせ】に記載のログインIDと同一です。

不明な場合は、はがきに記載のコールセンターにお問い合わせください。

※ 学校数については、令和8年4月1日時点の内容を記入してください。

(例えば、令和8年度に、調査対象となる中学校第3学年の生徒の在籍の見込みがない学校や、統廃合等により令和8年4月1日時点で存在しない学校は、含みません。)

なお、実施要領に記載の調査実施日や当日実施日にやむを得ない事情(修学旅行等)で調査を実施できない場合についても、後日実施期間等に調査を実施することが可能です。集計数から除かないようにしてください。

③令和8年度全国学力・学習状況調査への参加に特段の支障がある教育委員会とその内容

（記入欄）

④備考(「学校基本情報の確認(B)」の内容から変更がある場合、記入してください。)

（記入欄）

【回答票】指定都市教育委員会用(小学校)

(別紙3)

◆設置管理する学校について取りまとめ、提出してください。

指定都市名：

①令和8年度全国学力・学習状況調査に参加する指定都市

以下の教育委員会は、小学校又は義務教育学校、特別支援学校(小学部)の設置管理者として、令和8年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査の実施について協力する。

設置者番号	教育委員会名	設置管理する学校のうち、調査対象となる児童が在籍する学校数(※)		
		小学校調査		
		小学校	義務教育課程学校	特別小学校
1111111111	(記入例)○○○○市教育委員会	55	1	1
合 計		0	0	0

※ 設置者番号については、全国学力・学習状況調査用に小中事業者毎に設定している数字9桁のコードです。

A調査前に、はがきでお送りした【令和8年度 全国学力・学習状況調査【小学校】「学校基本情報の確認(A)」に関する重要なお知らせ】に記載のログインIDと同一です。

不明な場合は、はがきに記載のコールセンターにお問い合わせください。

※ 学校数については、令和8年4月1日時点の内容を記入してください。

(例えば、令和8年度に、調査対象となる小学校第6学年の児童の在籍の見込みがない学校や、統廃合等により令和8年4月1日時点で存在しない学校は、含みません。)

なお、実施要領に記載の調査実施日や当日実施日等にやむを得ない事情(修学旅行等)で調査を実施できない場合についても、後日実施期間等に調査を実施することが可能です。集計数から除かないようにしてください。

②令和8年度全国学力・学習状況調査への参加に特段の支障がある場合の内容

③備考(「学校基本情報の確認(A)」の内容から変更がある場合、記入してください。)

【回答票】指定都市教育委員会用(中学校)

(別紙4)

◆設置管理する学校について取りまとめ、提出してください。

指定都市名:

①令和8年度全国学力・学習状況調査に参加する指定都市

以下の教育委員会は、中学校又は義務教育学校(後期課程)、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(中学部)の設置管理者として、令和8年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査の実施について協力する。

設置者番号	教育委員会名	設置管理する学校のうち、調査対象となる生徒が在籍する学校数(※)			
		中学校調査			
		中学校	～義務後務期教課育程学校～校	～中前期教課育程学校～校	特別(中学校部)支援学校
1111111111	(記入例)○○○○市教育委員会	29	1	1	3
合 計		0	0	0	0

※ 設置者番号については、全国学力・学習状況調査用に小中事業者毎に設定している数字9桁のコードです。

B調査前に、はがきでお送りした【令和8年度 全国学力・学習状況調査【中学校】「学校基本情報の確認(B)」に関する重要なお知らせ】に記載のログインIDと同一です。

不明な場合は、はがきに記載のコールセンターにお問い合わせください。

※ 学校数については、令和8年4月1日時点の内容を記入してください。

(例えば、令和8年度に、調査対象となる中学校第3学年の生徒の在籍の見込みがない学校や、統廃合等により令和8年4月1日時点で存在しない学校は、含みません。)

なお、実施要領に記載の調査実施日や当日実施日等にやむを得ない事情(修学旅行等)で調査を実施できない場合についても、後日実施期間等に調査を実施することが可能ですが、集計数から除かないようにしてください。

②令和8年度全国学力・学習状況調査への参加に特段の支障がある場合の内容

（記入欄）

③備考(「学校基本情報の確認(B)」の内容から変更がある場合、記入してください。)

（記入欄）

【回答票】都道府県私立学校担当部局用(小学校)

(別紙5)

◆域内の私立学校を設置管理する学校法人の回答を取りまとめの上、提出してください。

- ① 域内の全ての私立学校についても御記入ください。

② 調査の参加有無にかかわらず、対象者が在籍している場合は「対象者の有無」の欄に「○」を、在籍していない場合は「×」を記入してください。

③ 調査に参加する場合は、「調査への参加」の欄に「○」を記入してください。なお、実施要領に記載の調査実施日や当日実施日等にやむを得ない事情(修学旅行等)で調査を実施できない場合についても、後日実施期間等に調査を実施することが可能です。その場合も「○」を記入してください。
また、学校法人名等のほか、学校の住所も必ず記入してください。
調査に参加しない場合は、「調査への参加」の欄に「×」を記入してください。なお、「×」を記入した場合は、学校の担当者氏名、学校の住所、電話番号を記入する必要はありません。

①以下の都道府県は、令和8年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査の実施について協力する。

都道府県名:

②域内の全ての私立学校 及び 令和8年度全国学力・学習状況調査に参加する私立学校

調査に参加する学校法人は、小学校又は義務教育学校(前期課程)、特別支援学校(小学部)の設置管理者として、令和8年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査に協力する。

※枠が足りない場合は、増やして御記入ください。

【回答票】都道府県私立学校担当部局用(中学校)

(別紙6)

◆域内の私立学校を設置管理する学校法人の回答を取りまとめの上、提出してください。

- ① 域内の全ての私立学校についても御記入ください。

② 調査の参加有無にかかわらず、対象者が在籍している場合は「対象者の有無」の欄に「○」を、在籍していない場合は「×」を記入してください。

③ 調査に参加する場合は、「調査への参加」の欄に「○」を記入してください。なお、実施要領に記載の調査実施日や当日実施日等にやむを得ない事情(修学旅行等)で調査を実施できない場合についても、後日実施期間等に調査を実施することが可能です。集計数から除かないようにしてください。
また、学校法人名等のほか、学校の住所も必ず記入してください。
調査に参加しない場合は、「調査への参加」の欄に「×」を記入してください。なお、「×」を記入した場合は、学校の担当者氏名、学校の住所、電話番号を記入する必要はありません。

①以下の都道府県は、令和8年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査について協力する。

都道府県名 :

②域内の全ての私立学校 及び 令和8年度全国学力・学習状況調査に参加する私立学校

調査に参加する学校法人は、中学校又は義務教育学校(後期課程)、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(中学部)の設置管理者として、令和8年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査に協力する。

※枠が足りない場合は、増やして御記入ください。

【回答票】国立大学法人用(小学校)

(別紙7)

◆設置管理する附属学校について以下の表に記入し、提出してください。

①令和8年度全国学力・学習状況調査への協力

以下の国立大学法人は、小学校又は義務教育学校(前期課程)、特別支援学校(小学部)の設置管理者として、令和8年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査に協力する。

国立大学法人名：

②令和8年度全国学力・学習状況調査に参加する附属学校

学校番号	附属学校名(※)	学校種 ・小学校 ・義務教育学校(前期課程) ・特別支援学校(小学部)	学校の担当者氏名	電話番号
※記入不要	○○大学附属○○学校	小学校	文部 太郎	00-1234-6789

※ 令和8年4月1日時点の状況を記入してください。

(例えば、令和8年度に、調査対象となる小学校第6学年の児童の在籍の見込みがない学校や、統廃合等により令和8年4月1日時点で存在しない学校は、含みません。)

なお、実施要領に記載の調査実施日や当日実施日等にやむを得ない事情(修学旅行等)で調査を実施できない場合についても、後日実施期間等に調査を実施することが可能です。集計数から除かないようにしてください。

③令和8年度全国学力・学習状況調査への参加に特段の支障がある場合の内容

【回答票】国立大学法人用(中学校)

(別紙8)

◆設置管理する附属学校について以下の表に記入し、提出してください。

①令和8年度全国学力・学習状況調査への協力

以下の国立大学法人は、中学校又は義務教育学校(後期課程)、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(中学部)の設置管理者として、令和8年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査に協力する。

国立大学法人名：

②令和8年度全国学力・学習状況調査に参加する附属学校

学校番号	附属学校名(※)	学校種 ・中学校 ・義務教育学校(後期課程) ・中等教育学校(前期課程) ・特別支援学校(中学部)	学校の担当者氏名	電話番号
※記入不要	○○大学附属○○学校	中学校	文部 太郎	00-1234-6789

※ 令和8年4月1日時点の状況を記入してください。

(例えば、令和8年度に、調査対象となる中学校第3学年の生徒の在籍の見込みがない学校や、統廃合等により令和8年4月1日時点で存在しない学校は、含みません。)

なお、実施要領に記載の調査実施日や当日実施日等にやむを得ない事情(修学旅行等)で調査を実施できない場合についても、後日実施期間等に調査を実施することが可能ですが、集計数から除かないようにしてください。

③令和8年度全国学力・学習状況調査への参加に特段の支障がある場合の内容

【回答票】株立学校担当部局用(小学校)

(別紙9)

◆域内の株式会社立学校を設置管理する学校設置会社の回答を取りまとめの上、提出してください。

- ① 調査に参加する場合は「調査への参加」の欄に「○」を記入してください。なお、実施要領に記載の調査実施日や当日実施日等にやむを得ない事情(修学旅行等)で調査を実施できない場合についても、後日実施期間等に調査を実施することが可能です。その場合も「○」を記入してください。
- ② 調査に参加しない場合は、「調査への参加」の欄に「×」を記入してください。なお、「×」を記入した場合は、学校の担当者氏名、電話番号を記入する必要はありません。
- ③ 学校の新設等で追加をする必要がある場合は、リストの下に続けて追記してください。その際、学校番号を記入する必要はありません。

①以下の構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当部局は、令和8年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査に協力する。

地方公共団体名:

②令和8年度全国学力・学習状況調査に参加する株立学校

調査に参加する学校設置会社は、小学校又は義務教育学校(前期課程)、特別支援学校(小学部)の設置管理者として、令和8年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査に協力する。

学校番号	株式会社名	学校名	学校種 ・小学校 ・義務教育学校(前期課程) ・特別支援学校(小学部)	調査への 参加	学校の担当者氏名	電話番号
※記入不要	株式会社〇〇〇	〇〇〇学校	小学校	○	文部 花子	00-1234-6789

【回答票】公立大学法人用(中学校)

(別紙10)

◆設置管理する附属学校について以下の表に記入し、提出してください。

①令和8年度全国学力・学習状況調査への協力

以下の公立大学法人は、中学校又は義務教育学校(後期課程)、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(中学部)の設置管理者として、令和8年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査に協力する。

公立大学法人名:

②令和8年度全国学力・学習状況調査に参加する附属学校

学校番号	附属学校名(※)	学校種 ・中学校 ・義務教育学校(後期課程) ・中等教育学校(前期課程) ・特別支援学校(中学部)	学校の担当者氏名	電話番号
※記入不要	○○大学附属○○学校	中学校	文部 太郎	00-1234-6789

※ 令和8年4月1日時点の状況を記入してください。

(例えば、令和8年度に、調査対象となる中学校第3学年の生徒の在籍の見込みがない学校や、統廃合等により令和8年4月1日時点で存在しない学校は、含みません。)

なお、実施要領に記載の調査実施日や当日実施日等にやむを得ない事情(修学旅行等)で調査を実施できない場合についても、後日実施期間等に調査を実施することが可能ですが、集計数から除かないようにしてください。

③令和8年度全国学力・学習状況調査への参加に特段の支障がある場合の内容

7 文科教第 507 号
令和 7 年 6 月 6 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各國公立大学法人学長

文部科学省総合教育政策局長

茂 里 裕

全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いの改善等について（通知）

このたび、令和 7 年度以降の全国学力・学習状況調査（以下「本調査」という。）の調査結果の取扱い等に関し、下記のとおり、順次、改善を図っていくこととしたので、お知らせします。

今回の改善は、令和 7 年 6 月 6 日に取りまとめられた「全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いの改善の方向性」（全国的な学力調査に関する専門家会議・調査結果の取扱い検討ワーキンググループ）（以下「報告書」という。）を受けて、本調査の結果について、本調査に CBT（児童生徒が活用する ICT 端末等を用いた文部科学省 CBT システムによるオンライン方式をいう。以下同じ。）が導入されることを契機として、児童生徒一人一人の学力・学習状況が細やかに分かる示し方や都道府県・指定都市別の状況をより正確かつ効果的に表す公表方法に改善を図ろうとするものです。

各教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人、学校設置会社及び学校（以下「各教育委員会、学校等」という。）におかれては、本調査の趣旨・目的及び下記に示す調査結果の取扱いの改善の趣旨等について十分に御了知いただき、本調査への適切な向き合い方の共通理解の下に結果の分析・活用の具体的な取組を進めてくださるようお願いします。

都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては関係する所管の学校に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人学長におかれては関係する附属学校に対して、本通知の内容について指導、助言及び周知をお願いします。都道府県知事におかれては関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本通知の内容について十分周知をお願いします。

記

1. 全国学力・学習状況調査の趣旨・目的を踏まえた調査結果の取扱い等に関する基本的な考え方

報告書にあるとおり、本調査は、学習指導要領の理念等を具体化した問題を通じ、児童生徒一人一人の学力課題を把握し、エビデンスに基づく学習指導に生かすとともに、教育施策の検証に資するため、毎年度・悉皆により実施されている。本調査については、GIGA スクール構想により CBT での実施が可能となるとともに IRT（項目反応理論をいう。以下同じ。）も導入され、児童生徒一人一人の学習指導の充実に向けた活用の可能性が一層拡大している。

このことを踏まえ、本調査の調査結果の取扱い等に関する基本的な考え方を以下のように改めて整理したこと。

- ・国は本調査を通じて、学習指導要領の理念が浸透し学力の状況に反映されているか等を把握・分析するとともに、児童生徒の学習の改善に還元する取組や、指導方法や教員配置等の改善に向けた教育施策の充実へとつなげることが求められること。
- ・調査結果の示し方に関しては、児童生徒一人一人の学力・学習状況が細やかに分かるように示すことを機軸とすべきであること。特に教育分野の EBPM（証拠に基づく政策立案をいい、広く各教育委員会、学校等において本調査のデータを利活用する取組を含む。）の確立に向けて、国等による各教育委員会、学校等の主体的な分析・活用の支援や、教育関係者の IRT、データ分析等に関する適切な理解が求められること。
- ・調査結果の公表の在り方に関しては、本調査の結果をビッグデータとして蓄積・活用する観点から、調査実施主体である国において、学びの改善につながる各種データを正確かつ効果的に公表し、説明責任を果たすことが求められること。その際、教育行政に果たす役割と責任の枠組みを踏まえ、引き続き国として都道府県・指定都市の単位で公表を行うことが適当であること。また、それにより序列化や過度な競争が生じないようにする観点から、本調査の趣旨・目的や、各教科の個々の設問の解答状況や質問調査の結果と合わせた総合的な分析の重要性について改めて認識した上で、都道府県・指定都市別の平均正答率の現状の正確な解釈を含め、調査結果の多面的な解釈を可能とする分析と発信が重要であること。

2. 調査結果の取扱いの改善の趣旨

1. の基本的な考え方を踏まえた上で、CBT 化を契機として本調査の高度化を図るべく、本調査の結果公表・提供について、以下のとおり改善することとしたこと。
 - ・CBT・IRT の意義を最大限反映させ、児童生徒一人一人の学力・学習状況が細やかに分かる結果の示し方とするとともに、そうした意義の適切な理解の下に、きめ細かな指導改善や施策の検証を更に促進すること（別添 1 の 3 ページ参照）。

- ・上記を踏まえ、国として調査結果を正確かつ効果的に表すよう、都道府県・指定都市別の結果公表において、単に平均正答率・スコアを示すのみならず、箱ひげ図や散布図の活用など結果を多面的に解釈できる示し方に改善していくこと（別添1の4ページ参照）。

3. 令和7年度における調査結果の取扱いの改善について

令和7年度全国学力・学習状況調査（以下「令和7年度調査」という。）の結果公表・提供に関して、次のとおり改善すること。

（1）IRTに基づく結果提供・説明

CBTで実施した「中学校理科」の調査結果については、国において、以下のようにIRTに基づく結果を算出して提供するとともに、教育委員会・学校に対し、IRTに基づく結果の示し方やその活用方法等について今後周知する予定であること。

- ・公開問題の難易度に関する情報を5段階で表示し、返却・公表する。
- ・学校、市町村、都道府県ごとの結果は、平均スコアを500としたIRTスコアで表示・返却する。ただし、都道府県・指定都市別の公表値については、従前の平均正答率の公表値の考え方を踏襲しつつ、新たなIRT分析の精度も勘案し、適切な刻みによって取り扱う。
- ・生徒には、5段階のIRTバンドで表示・返却すること。これは、国際的な学力調査のバンド設定やIRT分析の精度も踏まえ、細かな差異にとらわれすぎることなく、個別の児童生徒の課題把握と指導改善に生かす趣旨であること。また、バンドの意味は問題の難易度等と関連付けて説明する。
- ・全員に出題されなかった公開問題について、全国の解答状況に基づき、当該自治体や学校と同程度のIRTスコアで期待される「予測正答率」を算出・提供する。

（2）結果返却・公表のスケジュールの改善

児童生徒の学びへの還元を最優先に、学校への結果返却の時期を前倒すとともに、学校への返却内容を同時期に設置管理者や都道府県教育委員会にも提供すること。

また、国による結果公表は以下のとおり3段階に分けて行い、全国データに基づく分析結果をより効果的に発信するとともに、都道府県・指定都市別データの公表までに各都道府県・指定都市の主体的な分析期間を確保すること。

- ・1段階目（本年7月14日（月）（予定））：正答率・IRTバンド分布などの全国平均（学校への結果返却と同時期）
- ・2段階目（本年7月末頃）：全国データに基づく分析結果
- ・3段階目（本年8月以降）：都道府県・指定都市別データに基づく分析結果

（3）長期欠席児童生徒、特別な教育的支援を必要とする児童生徒、外国人児童生徒等に係る実態の把握

「「令和7年度全国学力・学習状況調査」実施後アンケートについて（依頼）」（令和7年5月13日付け文部科学省事務連絡）により実施したアンケート結果を活用し、国において長期欠席児童生徒、特別な教育的支援を必要とする児童生徒、外国人児童生徒等の本調査への参加状況や日々の学習状況など実態を把握し、支援策の検討・充実につなげること。

（4）都道府県・指定都市別の結果公表の改善

1. の基本的な考え方を踏まえ、引き続き都道府県・指定都市の単位で平均正答率・スコアを含む調査結果の公表を行うとともに、各都道府県・指定都市を単位とする各教科に係る問題全体の平均正答率・スコアの散らばりに関する解釈を含め、都道府県・指定都市別の公表に際し、調査結果を多面的に解釈することができる以下のような示し方に改善すること。

- ・分布や習熟度に目配りした統計表やグラフなどを示す。
- ・学力に影響する他の様々な要素も組み合わせてメッセージを示す。
- ・質問調査も合わせた結果全体について、特徴を把握しやすい形で示す。
- ・表・グラフに加え、記述的な説明を充実する。

以上を踏まえ、「令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（令和6年12月23日文部科学事務次官決定）2.（2）において別に定めることとしていた内容を、別紙2のとおり定めたこと。

4. 令和8年度以降の調査結果の取扱いの改善について

報告書においては、CBTを活用する意義として、問題冊子・解答用紙の厳重な保管・配付・回収・引渡し等の本調査の実施に係る学校現場の負担を軽減することが期待されるとともに、これから調査について、データの拡大・精度向上や利活用等の面で機能が強化され、国、各教育委員会、学校等で調査結果がよりよい形で分析・活用されることが期待されると整理されている。これらを踏まえ、令和8年度以降の本調査の調査結果の取扱いの改善に向けては、結果返却のスケジュールや各教育委員会、学校等における主体的な分析・活用の支援等の在り方について、今後の本調査の設計はもとより、関係技術の進展、学校における働き方改革や教育DXの進捗の状況を踏まえつつ引き続き検討することとし、その検討結果については各年度の全国学力・学習状況調査に関する実施要領等に反映させる予定であること。

5. 留意事項

1.～4.を踏まえ、今後の本調査に向けて、各教育委員会、学校等においては次の（1）、各都道府県・指定都市教育委員会においては次の（2）の事項にそれぞれ御留意いただきたいこと。

(1) 全国学力・学習状況調査に係る適切な取組の推進について

本調査で出題される調査問題には、学習指導要領の理念や目標、内容等に基づき指導上重視される点や児童生徒が身に付けるべき力を具体的に示す、授業改善のメッセージが込められている。これを踏まえ、調査問題については、調査結果の分析データや授業アイディア例等も合わせて活用し、日常の授業や補習、家庭学習等において、児童生徒の学習状況等に対応した教材の一つとして教育的な観点から取り扱うことが求められること。過去の調査問題について、仮に調査結果として公表される数値データを上昇させることのみを目的にしているととられかねないような行き過ぎた取扱いがあれば、それは本調査の趣旨・目的を損なうものであると考えられ、1.～4. の調査結果の取扱い等の改善の趣旨も踏まえ、引き続き「全国学力・学習状況調査に係る適切な取組の推進について（通知）」（平成28年4月28日付け28文科初第197号文部科学省初等中等教育局長通知）で示した内容に御留意いただきたいこと。

また、本調査におけるCBTの調査問題は、児童生徒一人一人の学習指導の改善を主目的とする公開問題と、学力の状況や変化を正確に把握することを主目的とする非公開問題とから構成され、非公開問題は一定数を継続的に使用する可能性があるほか、調査も複数の調査日に分散実施される。こうした調査設計において、調査終了後の公開問題の公表以外に調査問題の内容が拡散されることがあれば、正確な学力の把握自体が困難となるおそれがあり、児童生徒ごとに異なる問題が出題されうること、児童生徒が解答した問題の難易度等を手掛かりにIRTスコアが推定されることなど、CBT・IRTに関する適切な理解の促進と併せて、CBTの調査問題の適切な取扱いに御協力いただきたいこと。

(2) 各都道府県・指定都市教育委員会による結果公表の方法の改善について

各都道府県・指定都市教育委員会において、自らの調査結果を分析するに当たっては、「令和6年度全国学力・学習状況調査の結果公表及び調査結果の活用や取扱いについて（通知）」（令和6年7月29日付け6文科教第854号文部科学省総合教育局長通知）等において示したとおり、個々の問題等に着目して学習指導上の課題を把握したり、質問調査の結果と合わせて総合的に分析したりすることが重要である。

これを踏まえた主体的な分析により、当該都道府県・指定都市の全体の状況はもとより、各年度の全国学力・学習状況調査の実施要領に基づき、所管の学校の結果、域内市町村ごとの全体の状況等について公表する際には、教科調査の全体の平均正答率・スコアのみならず、1.の調査結果の取扱いの改善の趣旨を十分に踏まえ、3.(2)の国による2段階目以降の公表で示される分析結果や、国立教育政策研究所で示す学習指導の改善・充実方策も参考として、調査結果を多面的に解釈することができる示し方となるよう工夫することが期待されること。

別添1 「全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いの改善の方向性」【概要】（令和7年6月6日全国的な学力調査に関する専門家会議・調査結果の取扱い検討ワーキンググループ）

別添2 「令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」における文部科学省による調査結果の公表の取扱いについて

(参考)

「全国的な学力調査（全国学力・学習状況調査）」のホームページ

URL:https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/index.htm

「全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いの改善の方向性（令和7年6月6日）」

URL:https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/1421443_00007.htm

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）付学力調査室

電話 03-5253-4111（代表）内線 3726

都道府県教委・私立担当部局

No	設置区分	都道府県名等
01	都道府県	北海道
02	都道府県	青森県
03	都道府県	岩手県
04	都道府県	宮城県
05	都道府県	秋田県
06	都道府県	山形県
07	都道府県	福島県
08	都道府県	茨城県
09	都道府県	栃木県
10	都道府県	群馬県
11	都道府県	埼玉県
12	都道府県	千葉県
13	都道府県	東京都
14	都道府県	神奈川県
15	都道府県	新潟県
16	都道府県	富山県
17	都道府県	石川県
18	都道府県	福井県
19	都道府県	山梨県
20	都道府県	長野県
21	都道府県	岐阜県
22	都道府県	静岡県
23	都道府県	愛知県
24	都道府県	三重県
25	都道府県	滋賀県
26	都道府県	京都府
27	都道府県	大阪府
28	都道府県	兵庫県
29	都道府県	奈良県
30	都道府県	和歌山県
31	都道府県	鳥取県
32	都道府県	島根県
33	都道府県	岡山県
34	都道府県	広島県
35	都道府県	山口県
36	都道府県	徳島県
37	都道府県	香川県
38	都道府県	愛媛県
39	都道府県	高知県
40	都道府県	福岡県
41	都道府県	佐賀県
42	都道府県	長崎県
43	都道府県	熊本県
44	都道府県	大分県
45	都道府県	宮崎県
46	都道府県	鹿児島県
47	都道府県	沖縄県

指定都市教委

No	設置区分	都道府県名等
01	指定都市	札幌市
02	指定都市	仙台市
03	指定都市	さいたま市
04	指定都市	千葉市
05	指定都市	川崎市
06	指定都市	横浜市
07	指定都市	相模原市
08	指定都市	新潟市
09	指定都市	静岡市
10	指定都市	浜松市
11	指定都市	名古屋市
12	指定都市	京都市
13	指定都市	大阪市
14	指定都市	堺市
15	指定都市	神戸市
16	指定都市	岡山市
17	指定都市	広島市
18	指定都市	北九州市
19	指定都市	福岡市
20	指定都市	熊本市

国立大学法人

No	設置区分	都道府県名等
01	国立大学	北海道教育大学
02	国立大学	弘前大学
03	国立大学	岩手大学
04	国立大学	宮城教育大学
05	国立大学	秋田大学
06	国立大学	山形大学
07	国立大学	福島大学
08	国立大学	茨城大学
09	国立大学	筑波大学
10	国立大学	宇都宮大学
11	国立大学	群馬大学
12	国立大学	埼玉大学
13	国立大学	千葉大学
14	国立大学	東京大学
15	国立大学	東京学芸大学
16	国立大学	お茶の水女子大学
17	国立大学	横浜国立大学
18	国立大学	新潟大学
19	国立大学	上越教育大学
20	国立大学	富山大学
21	国立大学	金沢大学
22	国立大学	福井大学
23	国立大学	山梨大学
24	国立大学	信州大学
25	国立大学	岐阜大学
26	国立大学	静岡大学
27	国立大学	名古屋大学
28	国立大学	愛知教育大学
29	国立大学	三重大学
30	国立大学	滋賀大学
31	国立大学	京都教育大学
32	国立大学	大阪教育大学
33	国立大学	兵庫教育大学
34	国立大学	神戸大学
35	国立大学	奈良教育大学
36	国立大学	奈良女子大学
37	国立大学	和歌山大学
38	国立大学	鳥取大学
39	国立大学	島根大学
40	国立大学	岡山大学
41	国立大学	広島大学
42	国立大学	山口大学
43	国立大学	鳴門教育大学
44	国立大学	香川大学
45	国立大学	愛媛大学
46	国立大学	高知大学
47	国立大学	福岡教育大学
48	国立大学	佐賀大学
49	国立大学	長崎大学
50	国立大学	熊本大学
51	国立大学	大分大学
52	国立大学	宮崎大学
53	国立大学	鹿児島大学
54	国立大学	琉球大学